

保育士確保のための規制緩和措置について

1 国が示した規制緩和の概要

| 緩和の種類 | 緩和の概要 |
|--------------------|--|
| ① 配置基準上の保育士 | 幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭でも可とする (3歳以上児) (5歳児) |
| ② 朝夕の応援保育士 | 下記の者等を従事可能とする |
| ③ 配置基準を上回って配置する保育士 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士ではないが、施設等で十分な経験のある者 ・ 子育て支援員研修を修了した者 |

2 札幌市の取扱い

本特例は、保育士確保について極めて切迫した状況の際に採用すべき緊急的な措置であり、札幌市の現状を踏まえると、現時点においては条例改正せず現状の配置基準を維持することが適当

○ 札幌市の現状

- ・ 札幌圏における保育士の有効求人倍率は、全国平均ほど深刻ではない
(H27.10 有効求人倍率：全国 1.93、東京都 5.39、札幌圏 1.56)
- ・ 定員超過に耐える体制を確保している施設が半数を超えており、保育士確保が切迫した状況にあるとまでは言えない
- ・ 札幌市としては、年末までに開設予定の保育士・保育所支援センターにおける事業や予算の補正による事業（保育所等の ICT 化推進に向けた補助、保育士修学資金を初めとする各種貸付）等を推進し、保育士の負担軽減、就業継続支援等により、必要とされる保育士の確保に努める方針

参考：他都市の状況

- ・ 道は H28.7.19 付で条例・規則を改正し緩和措置を実施
- ※ 政令市・中核市においては、認定こども園の一部（幼稚園型・地方裁量型）を除き影響を受けない
- ・ 旭川市は緩和措置を実施、函館市は実施せず
- ・ 他の政令市は、19 市中 13 市は緩和措置を実施、6 市は実施せず